

第1講 民法の基礎

1 民法の意義

私法の一般法としての民法

2 民法の基本原則

① 権利能力平等の原則

すべての人は、国籍・階級・職業・年齢・性等によって差別されず、等しく権利義務の主体になる資格を有するとの原則

② 私的自治の原則

個人は他者からの干渉を受けることなく、自らの意思に基づき自らの生活関係を形成することができるとの原則

③ 所有権絶対の原則

所有権は何らの人為的拘束を受けないとの原則

3 信義誠実の原則（1条2項）

人は、社会生活を送る中で、他者の信頼を裏切ったり、不誠実な振る舞いをしたりすることのないよう行動しなければならないとの原則

【具体化場面】

- ・行動準則としての信義則
- ・矛盾行為禁止の原則
- ・クリーンハンズの原則

4 権利濫用の禁止（1条3項）

要件：権利の行使が権利の濫用にあたること

→客観的要因と主観的要因の総合判断

→権利行使の際の加害目的や加害の意図など権利者の主観面を考慮に入れるだけでなく、権利行使が濫用とされることにより権利者が受ける不利益と権利行使が阻止されることにより保護される利益とを較量し、判断する。

効果：権利行使の法的効果の不発生

※権利の帰属が否定されるわけではない

【権利濫用の書き方—宇奈月温泉事件を例に】

・客観的要因

- 1.所有権侵害による所有者の損失が小さいこと（荒蕪地・2坪）
- 2.引湯管の撤去は困難で、できたとしても莫大な費用を要すること（工事費用1万2000円・日数270日）
- 3.引湯管の撤去問題は宇奈月地方の盛衰に関する事項であること

・主観的要因

4.引湯管の存在を奇貨として不当な利得を図る目的で所有権を取得したこと

5.本件土地と自己所有地をあわせて巨額の代金で買い取るように迫ったこと（時価 30 円程度・総額 2 万円余りを要求）

・客観的要因の評価

Xの受ける不利益は小さい一方で、権利行使が阻止されることによりYは莫大なコストを免れ、さらには宇奈月地方の衰退を防止することにつながる。

・主観的要因の評価

Xは権利行使の外形をとりながらも、Yから不当な利益を手に入れようとしているにすぎない。

・総合評価

Xには保護に値する正当な利益がないと評価できる。